

環 境

環境整備課

☎ 8 3 - 2 3 6 7

☎ 8 3 - 2 1 1 0 (クリーンセンター)

□ ごみ処理

ごみ処理については、住民課窓口及び古里出張所(子ども家庭支援センター)で配布しています「ごみリサイクルカレンダー・ごみの出し方ガイドブック」をご覧ください。

町ホームページにも掲載しています。

●ごみを出す時の注意点

ごみは朝8時までに出してください。

収集はごみステーション(拠点収集)方式で集めており、収集時間が決まっています。そのため未回収にしないためにも朝8時までに出しましょう!

収集日は、お住いの地区のごみカレンダーをご覧ください。決められた曜日・決められた出し方でステーションに出してください。

●水切りの徹底

生ごみの水分の減量化をすることにより、ごみの減量化及びごみ収集の効率化が図れます。

生ごみは水を切ってから出しましょう!

●食品ロスの削減

作りすぎ、食べられるにもかかわらず捨てられている食品は食品ロスになりますので、作りすぎず、食べ残しを無くし食品ロスを減らしましょう!

□ 家庭用生ごみ処理容器(コンポスター) 電気式生ごみ処理機購入費補助制度について

町ではごみ減量化を進めており、家庭用生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の購入補助事業を実施しています。

購入する場合は補助制度をご利用下さい。

※ディスポーザー式(生ごみを粉破して、直接下水道に流す方式)のものは除きます。



コンポスター



電気式生ごみ処理機

□ ハチ駆除について

ハチの巣の駆除が必要な場合は、ハチ取り用防護服の貸し出しをしています。

また、壁・天井裏などにハチの巣があり駆除が困難な場合、害虫駆除専門業者の紹介をしています。

※高齢者世帯などハチの巣駆除が必要な場合は環境整備課環境係へご相談ください。

□ 犬の登録と狂犬病予防注射（犬を飼い始めた方へ）

犬を飼い始めたとき、あるいは生後91日以上たったら、飼い主の方は必ず登録と狂犬病予防注射をしなければなりません。

犬の登録は、環境整備課環境係及び古里出張所（子ども家庭支援センター）で受け付けています。



犬の放し飼いはやめましょう。犬の散歩中のフンは、飼い主が責任をもって処理しましょう。

●犬の予防注射

犬を飼っている方は、毎年1回狂犬病予防注射を受けてください。

なお、毎年4月に町内12ヶ所で狂犬病予防集合注射を実施しています。登録されている方には、環境整備課から予防注射のお知らせをお送りします。

（集合注射の当日でも犬の登録と予防注射は可能です）

●飼い犬が死亡したときは

犬が死亡したときは、犬の死亡届を環境整備課へ提出してください。

□ お墓の改葬許可申請について

改葬とは、現在埋葬しているお墓から遺骨を他のお墓に移すことです。このようなときには、町に申請をして、許可を受けてください。

□ 公害の相談

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭など公害でお悩みの方は、ご相談ください。



□ 有害鳥獣捕獲

観光産業課 ☎83-2295

サル、シカ、イノシシ、カラスなどの鳥獣により、農作物および山林への被害が出た時は、連絡してください。

被害が大きくなれば、有害鳥獣として捕獲することもできます。